

第2章 旭川市のアイヌ政策と行財政

新藤 慶

群馬大学教育学部准教授

はじめに

本章では、旭川市のアイヌ政策について概観することとする。周知のように、旭川のアイヌ関連の問題としては、戦前からの近文給与地問題があり、ここには行政の関わりもみられる。ただし、これらについては、先の第1章で詳しく扱われているため、本章では戦後の旭川市のアイヌ政策と行財政のあり方をみていくこととしたい。

第1節 福祉対策展開期の旭川市のアイヌ政策

第1項 北海道アイヌまつりの開催

本章では、旭川市のアイヌ政策の展開を把握するうえで、小内透による時期区分をふまえることとする。小内は、戦後のアイヌ政策やアイヌ民族の状況をもとに、「民族政策停滞期」（1945～1960年）、「福祉対策展開期」（前期1961～1973年、後期1974～1996年）、「民族文化振興期」（1997～2007年）、「先住民族復権期」（2008年以降）の4期（「福祉対策展開期」の前・後期を2期と数えれば5期）に区分している（小内 2018a: 9）。

そのうえで、旭川市のアイヌ政策に関連する事項を表2-1にまとめた。これをみると、やはり「民族政策停滞期」に位置づく目立ったアイヌ政策はとくに見出されないことがわかる。そこで以下は、福祉対策展開期の動きをみていきたい。

戦後の旭川市におけるアイヌ民族関連の大きなイベントとしては、1964年の北海道アイヌまつりの開催があげられる。これは、川村カ子トアイヌ記念館で知られる川村カ子トが呼びかけて開催されたもので、「500人以上のアイヌ民族が集まり、伝統行事のイヨマンテや丸木舟の川下り、慰靈祭が行われた」¹⁾。主催は、旭川市であった²⁾。

一方、当時の旭川市長であった五十嵐広三の書籍をみると、「『（北海道旧土人——引用者）保護法』の反人間的性格は、アイヌ人たちを農奴的生活水準に縛りつけたということだけにあるのではない。それとともに、アイヌ人から、文化や芸術の創造的発展の可能性を、つまり、魂の活動を剝奪したということなのだ。……そういう思いの過程から、わたしは、『北海道アイヌまつり』の構想を、次第に形あるものにおしだしていったのである」（五十嵐 1970: 214-5）と、この北海道アイヌまつりに込める思いの強さをうかがうことができる。この思いから、「（旭川市長への——引用者）初当選十ヵ月後の市議会での、『昭和三十九年度市政の方針』の中で、わたしは『北海道アイヌまつり、開催の方針を明らかにした』（五十嵐 1970: 234）と、市長就任から間もない時期に、重点的な施策として北海道アイヌまつりを位置づけていたことがわかる。

具体的には3日間の日程で、初日（1964年8月7日）はアイヌ文化会議、ユーカラ発表会、イヨマンテ前夜祭、2日目はイチャルパ（先祖まつり）、イヨマンテ、3日目はチプサンケカムイノミ

(舟おろし式)、ウポポ芸能発表会というプログラムであった。会場も、旭川市公会堂、川村カ子トアイヌ記念館、嵐山自然公園、石狩川（旭橋下流）と、その内容に応じて市内各所が用意された（五十嵐 1970: 222-33）。

また、この北海道アイヌまつりをきっかけに、アイヌ文化を担う団体の組織化が進められた側面もあったようである。たとえば、帶広カムイトウウポポ保存会は、この「北海道アイヌまつり」の開催直後に設立されている（上山 2018: 80）。

表2-1 旭川市におけるアイヌ政策関連年表

	年	事 項	市長
前史	1899年 1936年	北海道旧土人保護法制定 旭川市旧土人保護地処分法制定	
福祉対策	1963年	五十嵐広三市長就任	五十嵐広三
展開期	1964年	北海道アイヌまつりの開催	
前期	1965年 1970年 1972年	旭川市生活館条例 旭川市生活館条例施行規則 全道市長会で五十嵐広三市長が旧土人保護法廃止を提唱、決議 「風雪の群像」設置 「風雪の群像」爆破事件 旭川アイヌ協議会結成 戸籍からの「旭川区旧土人給与地で出生」記載撤廃 アイヌ文化の森・伝承のコタン開園	
福祉対策	1974年	北海道ウタリ福祉対策開始	
展開期	1977年	松本勇市長就任	松本 勇
後期	1978年 1988年 1990年 1994年	坂東徹市長就任 北門中学校にアイヌ民族関連の郷土資料室設置(1997年新規整備) 北門中学校に知里幸恵文学碑建立 菅原功一市長就任	坂東 徹
民族文化復興期	1997年 1998年 1999年 2000年 2003年 2006年 2007年	北海道旧土人保護法、旭川市旧土人保護地処分法廃止 アイヌ文化振興法制定 「アイヌの人々」という文言が入った旭川市環境基本条例制定 道がアイヌ文化振興等基本計画を策定 アイヌ文化振興基本計画策定懇談会設置(2003年まで) アイヌ文化振興基本計画策定 西川将人市長就任 北門中学校に知里幸恵資料室設置	菅原 功一
先住民族復権期	2008年 2009年 2018年	旭川市博物館の改裝に伴い、アイヌ民族が展示の柱に 「アイヌの人々」という文言が入った旭川市文化芸術振興条例制定 「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界」が日本遺産に認定	西川 将人

第2項 生活館の整備

アイヌ民族の集住地域ではなじみ深い施設である生活館の整備が、旭川市でも行われている。生活館とは、「地域住民の生活文化の向上と社会福祉の振興に寄与することを目的に設置されている施設で」、「アイヌ文化伝承や生活教養を高めるための各種講座の開催や、生活相談事業を実施しているほか、地域の様々な活動に利用」³⁾できるものである。地域によっては、「事業としてのアイヌという文脈は薄まり、広く地域住民の生活と福祉の向上に資するコミュニティ施設のひとつとして位置付けられている」(森 2012: 32)との指摘もある。ただし、旭川市においては、上掲のように、市のウェブ・ページにも「アイヌ」という文言が載せられているように、「アイヌという文脈」を基本としながら運営されていると捉えられる。

この生活館の運営の根拠となる「旭川市生活館条例」(条例第45号)が1964年10月20日に公布・施行された。これにもとづき、市内には「旭川市民生活館」と「旭川市近文生活館」の2館が運営されている⁴⁾。また、さらに具体的な運用について定めた「旭川市生活館条例施行規則」(規則第2号)が、条例の翌年である1965年3月1日に公布・施行された。この1960年代前半に生活館に関する条例が制定された背景には、この時期が「福祉対策展開期」と位置づけられる根拠でもある1961年に始まった不良環境地区対策との関連があると捉えられる。不良環境地区対策とは、「全国的な政策で、同和地区や都市のスラム地区の住宅や生活環境の改善を目指したものである」「北海道では、アイヌ部落や炭鉱地区が対象となった」(小内 2018a: 10)。札幌市の場合も、これにもとづいて生活館等の整備が進んだことが指摘されている(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009; 新藤 2017)。ただし、札幌市の場合、生活館が設置されたのは、北海道ウタリ福祉対策が開始されて以降の1978年であり(新藤 2017: 186)、旭川市よりは10年以上遅れている。

これらの規定により、「旭川市生活館運営審議会」が設置され、「小学校又は中学校の教員」「民生委員」「市民委員会の役職者」⁵⁾「地域住民」「授産関係者」「女性、青年関係団体の役職者」「学識経験者」からなる15人以内の委員によって運営されている。市のウェブ・ページで確認できる2015~2018年度の状況をみると、年1~2回の会議が開かれている。最新の2018年度は2回の会議が開かれ、生活館の利用状況、事業計画、近文生活館の移転・使用料の改定等について審議が行われた⁶⁾。

後述の旭川市福祉保険課での調査によれば、現在市民生活館には2名の相談員が配置されている。市の嘱託職員との位置づけである。週29時間の勤務となっている。生活館の運営費は年間約1200万円であり、うち200万円が国からの補助である⁷⁾。旭川市は中核市であるため、道からの補助金はないとのことである。

第3項 「風雪の群像」事件

戦後、旭川市が関わったアイヌ関連の出来事で、社会で大きく注目されたのは「風雪の群像」事件である。「風雪の群像」とは、「北海道開拓の礎になった先住民族、農漁民、鉱夫などをたたえる目的で、北海道と旭川市が寄付など総額4,500万円を集め、旭川市常磐町の常磐公園に建立」⁸⁾されたものである。完成し、除幕されたのは1970年8月29日であった。しかし、この像をめぐっては、完成前から論争がなされていた。

「初めパンフレットなどに描かれたデッサンでは、それぞれ空を見上げ腕を広げて立っているの

に、一つだけ両ひざをつくアイヌ像があった」。そのため、「これではいまだにアイヌが圧迫されているような印象を与える」との意見が、「群像を作る旭川市民の会」の一部会員の間から出され、同会名誉会長の五十嵐市長から、作者である本郷新に対し、この意見が伝えられた。その結果、アイヌ「像は左ひざをつき、やや腰を浮かせた姿に変えて試作され」⁹⁾た。

しかし、これに対しても反対論が出されるなか、最終的にはアイヌ像を「岩に腰かけさせ群像の中心に置くこととなった。このことに対し、本郷は、「一番最初のデッサンではアイヌは立っていて像の中心に置いていたが、開拓の先導者という意味で目立つように姿勢を低くしたものだ。構造を変えたのは造形を本質的にくずすものでなければ、誤解を受けないほうがよいだろうと考えたからだ。もちろん圧迫される姿を描こうとは思ってみたこともありません」¹⁰⁾と語っている。

だが、完成後も反対論は収まらず、ついには、1972年10月23日、後に東アジア反日武装戦線となるグループにより、北海道大学の北方文化研究施設にあるアイヌ資料ケースの放火とともに爆破されることとなった。10月23日という実行日は、シャクシャインが松前藩に殺害された1669(寛文9)年10月23日にちなんだとされる。

これに対し、五十嵐市長は早々に「風雪の群像」再建を表明する¹¹⁾。「5年後の1977年、常磐公園の彫刻庭園の整備計画が予算化され、『風雪の群像』は復元され」(井上2005)のこととなった。

第4項 旧土人保護法廃止論議と旭川市・旭川アイヌ協議会

「風雪の群像」事件とともに、アイヌ民族をめぐって大きな話題となっていたのは、北海道旧土人保護法の廃止論議である。この議論を大きなものとするきっかけとなったのは、1970年6月に開催された全道市長会において、五十嵐市長が「アイヌの人たちにとって、これほど屈辱的な法律はない」、「この法律は明治の差別感覚によるもので、憲法違反だ」¹²⁾として廃止を提唱し、結局、市長会として廃止を決議したことである。

また、これに先立つ1963年、「行政管理庁が『旧土人』の呼称は問題があるとして、厚生省に勧告し」ている。ただし、厚生省から「検討を依頼された北海道民生部は『名称は適当でないが、比較的貧しいアイヌの人たちの生活を向上させる上で、土台となるので必要だ』として廃止に動かなかった」。さらに、北海道ウタリ協会(現北海道アイヌ協会)も、「廃止の意見はわかるが、現実にはアイヌ民族の生活向上のために法を生かすべきだ」とし、北海道旧土人保護法そのものは残すべきだと立場を取った¹³⁾。

そのようななか、1972年10月28日、「北海道旧土人保護法の廃止を叫んで」¹⁴⁾結成されたのが旭川アイヌ協議会である。旭川アイヌ協議会の「結成の直接的な動機は、旭川市常盤公園内の『風雪の群像』が同年(1972年——引用者注)10月25日に爆破されたことに伴い、警察が同市内のアイヌ系住民(とくに成人男性)を対象としてあからさまな捜査活動を行ったため、アイヌ系住民が非常に迷惑を被ったことによる」(河野2000:130)とも説明されている。ただ、いずれにしても「あって『風雪の群像』をもと通りにし、あわせて『北海道旧土人保護法』廃止に向けた働きかけをなすよう要請」(河野2000:130)したことであり、旭川アイヌ協議会が旧土人保護法廃止を訴えていたことは確認できる。また、「風雪の群像」の再建についても求めており、この点が五十嵐市長の早期の再建表明にもつながっている。このように、五十嵐市政と旭川アイヌ協議会とは重なる点が多かったことが確認できる。

第5項 戸籍からの「旭川区旧土人給与地で出生」記載撤廃

さらに、この年に続いて問題化したのは、旭川市のアイヌの人たちの戸籍に「旭川区旧土人給与地で出生」と記載されていたという問題である。旭川市が戸籍に記載する町名を全体として改めたのは、1929年のことである。そのため、これ以前に市内で出生した場合には、旧町名が戸籍に記載された。したがって、「旭川区旧土人給与地」で出生した場合には、そのように記載されていたという問題である¹⁵⁾。

旭川市に住むアイヌ系住民が、アイヌ系住民の集会で報告したことにより明らかとなった。このことをきっかけに、「『娘が就職試験で落とされた。筆記試験はパスしたのに』『結婚で差別された』など、この戸籍がもたらした影響が次々と報告され」ことになった。これに対し、旭川市は、「市として旧土人法廃止を叫んでいながら、市の戸籍にこのような表現があるのを知らなかつたのはうかつだつた」とし、法務省へ検討を申し入れた¹⁶⁾。その結果、法務省は記載の削除に同意し、「旭川市は旭川地方法務局から戸籍再製の許可を得て31件の戸籍を作り直した」¹⁷⁾。

旭川アイヌ協議会の主な活動をまとめた論文でも、「1972〔昭和47〕年11月19日 旭川市、法務省に対し、戸籍中で『旭川区旧土人給与地で出生』と記載されている点について差別性を指摘し、その抹消を申し入れた」(河野 2000: 130)と記載されており、この件についても旭川市と旭川アイヌ協議会との連携がうかがわれる。

第6項 アイヌ文化の森・伝承のコタン

加えて、同じく1972年には、市内の嵐山地区に「アイヌ文化の森・伝承のコタン」がつくられ、開園した。元市長の五十嵐によれば、「あの『アイヌまつり』で得た深い感動を含めて、アイヌ文化伝承の仕事を、わが自治体の仕事として、真正面から取り組む決意をしだいに固めた」(五十嵐 1970: 244)ことによる施策だったとのことである。

ここは、旭川市博物館の分館との位置づけとなっており、「アイヌの人たちの住居『チセ』3棟を復元展示したものの他、嵐山公園センター内には『アイヌの人々の植物利用』に関する展示をしている」¹⁸⁾。「アイヌの人々の建物がこれらの場所に復元されたのは、上川アイヌの人々が嵐山を『聖なる地』としていることや、コタンを川筋に営んでいたことなどに基づいて」¹⁹⁾いるとのことである。このように、早くから「文化振興」の取り組みが進んでいることがうかがえる。

ここでみたように、1960年代から1970年代にかけて、旭川市のアイヌ政策でいくつもの重要な取り組みがみられるのは、1963年から1974年まで市長を務めた五十嵐の影響が大きい。五十嵐は、市長になる前、1953年に五十嵐広三商店を立ち上げ、旭川でアイヌ民芸品の販売を手がけていた。このことが、旭川におけるアイヌ工芸の発展に少なからぬ貢献をなしたことも指摘されている(齋藤 2012: 52)。五十嵐は後に、2度の北海道知事選での落選を経て、中央政界に進出、1994年に発足した自社さ連立の村山富市内閣では内閣官房長官を務めた。この間、アイヌ文化振興法²⁰⁾の成立や、アイヌ民族初の国会議員である萱野茂の誕生などに貢献したとされている。このような五十嵐の姿勢が、旭川市のアイヌ政策の基調を形成した側面は強いものと捉えられる。

第7項 知里幸恵と北門中学校

『アイヌ神謡集』の編訳者として知られ、言語学者として北海道大学で教鞭をとった知里真志保

の姉でもある知里幸恵（1903～1922年）は、6歳以降を旭川で過ごしている。その際、知里が生活していたのが、現在の市立北門中学校の敷地にあたる場所だった。その縁から、1988年からアイヌ民族関係の資料の展示が始まり²¹⁾、1990年には北門中学校の校庭前庭に「知里幸恵文学碑」が建立された。また、1997年には、市教委が2年かけて整備した「郷土資料室」²²⁾、さらに2007年には「知里幸恵資料室」が、それぞれ校舎内に整備された。

さらに、知里の誕生日である6月8日には、毎年、知里幸恵生誕祭「銀の滴降る日」が開催されている。28回目にあたる2018年は、川村カ子ト記念館の協力による講演、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会によるウポポの指導などが行われている²³⁾。

以上のように、福祉対策展開期では、五十嵐市長の関わりもあり、旭川市ではアイヌ民族関連の政策的な取り組みが進められた。ただし、ここでの取り組みは、生活館の整備に代表されるような生活環境の向上を福祉的な側面から支えるものにとどまらない。むしろ、アイヌ文化の森・伝承のコタンや北門中学校の資料室の整備など、他地域ではこれより後に重点が置かれることになる文化振興に関わる取り組みや、旧土人保護法廃止論議にみられる「アイヌ民族を現在の社会においてどう位置づけるか」というより根源的な問題に関わる取り組みが目につく。これらの点は、前章までで詳述されてきた近文給与地問題という、アイヌ民族のなかでもより過酷な歴史を抱えてきた人々の暮らす旭川市ならではの特徴とも捉えられるだろう。

第2節 民族文化振興期の旭川市のアイヌ政策

第1項 旭川市環境基本条例への「アイヌの人々」との文言の盛り込み

民族文化振興期は、1997年の北海道旧土人保護法、旭川市旧土人保護地処分法の廃止と、アイヌ文化振興法の制定を画期とする。このことによる影響は、旭川市の政策にも大きな影響を与えていく。

まず、年次別にみていくと、1998年3月30日に旭川市が公布した「旭川市環境基本条例」（条例第13号）への影響が見出される。この前文の部分に、「今こそ、市民一人一人が現在の生活の在り方を見直して、自然の中で生きてきた、アイヌの人々、開拓に携わってきた人々等先人たちの豊かな知恵と私たちが持てる科学の知見とによって、失われつつある自然の回復に努め、限りある地球の資源を保全し、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない」という形で「アイヌの人々」という文言を盛り込んでいる。このように市町村条例に「アイヌ」という文言を盛り込むことは、アイヌの人々を直接対象としたものを除いては初めての試みであった。

このような取り組みの背景としては、「市内にアイヌ民族関係者が多く、同市（旭川市——引用者注）が北海道旧土人保護法廃止を道内の先頭を切って訴えてきたことや、条例制定に当たって旭川らしさを打ち出すべきだとの声が市民からも強かったこと」²⁴⁾ があったとされている。

第2項 旭川市アイヌ文化振興基本計画の策定

1997年のアイヌ文化振興法（「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」）の制定、そして1999年の道のアイヌ文化振興等基本計画（「アイヌ文化の振興等を図るために施策に関する基本計画」）の策定を受け、旭川市では2000年度に旭川市アイヌ文化振興基本計画を策定することを表明した²⁵⁾。ここでは、旭川市としての方針を明文化すること

が目指された²⁶⁾。

これを受け、旭川市ではアイヌ文化振興基本計画策定懇談会を設置し、2000年5月1日に第1回会合を持った。委員は、大学教員、文化財審議委員、元教員、アイヌ関係団体役員、元新聞記者など8人で構成された。当初は、2001年3月ころの策定を目指していたようであるが²⁷⁾、結果としては、途中でトーク集会、市民フォーラム、パブリックコメントなどをはさみ、最後となる第12回目の懇談会が2003年3月26日に開催されることとなり、丸3年をかけてようやく策定にいたった。実際の公表は2003年6月18日である。市町村レベルでのアイヌ文化振興基本計画の策定は、白老町に次いで2番目であった²⁸⁾。

この基本方針では、「平成9年に成立した『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律』(アイヌ文化振興法)は、『アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現』をその目的としています。……しかし、アイヌ文化振興法の目的は、市民ひとりひとりが豊かな自然観を含むアイヌ民族の伝統文化を学び、その普遍的な意義を知り、日々の暮らしの中でそれを尊重し、アイヌの人々と共に新たなアイヌ文化の創造にたずさわったときに、真に達成されるのです。……旭川市では、こうした考えに立ち、上川の地とアイヌ民族の長い関わりをあらためて思い起こしながら、先住民族であるアイヌの人々の自然と共存する文化をともに学び、大人も子どもも、この旭川に住む私たちの心が豊かになるような自然あふれる文化的なまちづくりを推進するために、『旭川市アイヌ文化振興基本計画』を策定いたしました」（「はじめに」）と、その目的が示されている。そして、具体的には、「アイヌ文化の伝承、振興」と「アイヌ文化の理解の促進」という2つの基本方針を立て、9つの「推進する施策」を掲げている。その体系は、図2-1のとおりである。

基本計画の体系

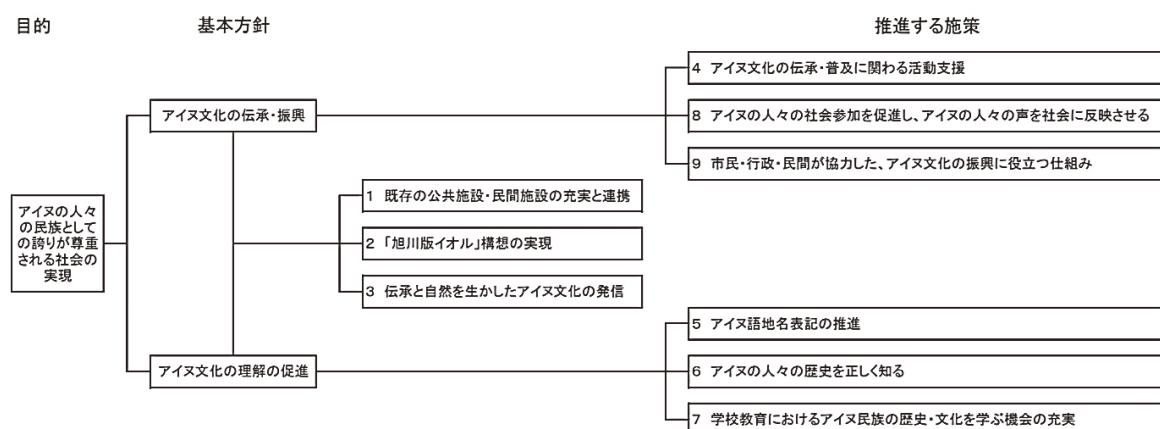


図2-1 旭川市アイヌ文化振興基本計画の体系（旭川市ウェブ・ページ
http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/329/348/354/p000154_d/fil/kihonkeikaku-taikei.pdf, 2019.4.27閲覧）

それぞれの「推進する施策」の概要は、以下のとおりである。「1 既存の公共施設・民間施設の充実と連携」については、旭川市博物館、アイヌ文化の森・伝承のコタン、川村カ子トアイヌ記念館、旭川市民生活館、北門中学校郷土資料室等の充実や連携活動があげられている。アイヌの伝統的な生活空間である「イオル」に関わる「2 『旭川版イオル』構想の実現」については、「常設の体験学習施設の整備」「専門的な調査研究機関の整備」といった内容や、「伝統文

化の伝承と文化の振興」「文化伝承を支える実践的な調査、研究」「ふれあいや体験を通した普及、啓発」「世界の民族文化の交流」といった活動が盛り込まれている。「3 伝承と自然を生かしたアイヌ文化の発信」については、「自然観察イベントの開催」「アイヌ伝説の地・史跡の紹介」「エコツーリズムによる文化の発信」といった項目が掲げられ、とくに神居古潭とアイヌ伝説に関する言及がある。

「アイヌ文化の伝承・振興」に関わる部分として、「4 アイヌ文化の伝承・普及に関わる活動支援」については、「旭川チカップニアイヌ民族文化保存会の支援」「アイヌ語学習の拡大」「上川アイヌ研究者の育成」「民具工芸品等の展示及び普及活動支援」「狩猟・採集の文化の支援」といった内容が掲げられている。また、「8 アイヌの人々の社会参加を促進し、アイヌの人々の声を社会に反映させる」に関わっては、「アイヌの人々による施策の実施と計画の進捗状況の確認」や「教育の支援」があげられている。とくに、「教育の支援」については、奨学金や教育相談員の配置など教育を受ける権利を等しく保証するための各種施策の研究や、アイヌの人々自身によるアイヌ民族教育の奨励・支援について言及されている。「9 市民・行政・民間が協力した、アイヌ文化の振興に役立つ仕組み」については、「アイヌ文化振興のための市民組織への支援」や「民間企業等におけるアイヌ文化研修の実施」が掲げられている。

「アイヌ文化の理解の促進」に関連する項目として、「5 アイヌ語地名表記の推進」については、「アイヌ語地名表示板の設置」「市刊行物におけるアイヌ語地名併記の実施」があげられている。「6 アイヌの人々の歴史を正しく知る」については、市民向け講演会の開催、市職員向け研修会の実施、「国際先住民の10年」関連行事の実施、市広報誌によるPR活動、知里幸恵・砂澤ビッキなどアイヌ民族の歴史や文化に大きな足跡を残した人物についての資料収集・調査の実施などが盛り込まれている。「7 学校教育におけるアイヌ民族の歴史・文化を学ぶ機会の充実」については、アイヌ民族の歴史や文化について学習する際の冊子の作成、ビデオ教材の作成、「アイヌ文化体験教室」の開催、アイヌ語学習の推進、ムックル、トンコリ、リムセ、ウポボなどの民族音楽学習の推進、教育関係者への研修の実施などがあげられている。また、計画書の冊子には、旭川のアイヌの歴史や伝説の紹介、『アイヌ神謡集』からの引用や数え方などアイヌ語の表記がみられ、この計画書自体が計画の趣旨を体现するものとなっている。

ここで掲げられた計画の内容は社会的にも注目されており、新聞報道等でもその様子をうかがうことができる。たとえば、2008年11月には旭川市博物館の改裝に伴い、アイヌ民族が展示の柱となったこと²⁹⁾、旭川市博物館の瀬川拓郎館長（当時）による『アイヌ学入門』の第3回古代歴史文化賞受賞³⁰⁾、また、計画策定の途上でのものであるが、旭川市によるアイヌ語動詞集の作成³¹⁾、刊行物や看板などでのアイヌ語地名併記³²⁾等について報じられているのが確認できる。

第3節 先住民族復権期の旭川市のアイヌ政策

第1項 旭川市文化芸術振興条例の制定

2008年の国会での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を契機として、国・道・市町村レベルでのアイヌ政策も新たな展開を迎えた。たとえば、この年の6月6日になされた国会決議を受けて、6月25日の市議会では、「アイヌ民族を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めると表明し、アイヌ民族が国連で言う先住民族に相当することを認める

国会決議が、全会一致で決定されました。このことについて、市長の認識と見解をお尋ねしたいと思います」³³⁾と、市議から市長への質問もなされている³⁴⁾。

このような流れのなか、2009年3月26日に「旭川市文化芸術振興条例」（条例第14号）が公布され、同年4月1日から施行された。この条例の前文の一文目には、「大雪山・十勝岳連峰のもたらす豊かな自然の恵みによって育まれ、厳しくも四季折々が美しい旭川の大地で、アイヌの人々は自然と共生する豊かな文化を生み出し、また、入植してきた人々のたゆまぬ努力と英知の積重ねによって、個性豊かな文化が築き上げられてきた」という形で「アイヌの人々」の文言が入っている。また、基本理念を定めた第2条では、「文化芸術の振興に当たっては、アイヌの人々をはじめ、先人から受け継がれてきた文化芸術の保存、継承及び発展が図られなければならない」（第4項）と記されている。さらに基本計画のなかに、「アイヌ文化の振興に関すること」（第5条第2項(9)）を盛り込むことも明記されている。

この条例の審議において、当時の社会教育部次長は「アイヌ文化というのは、この地に暮らしながら、独自の豊かな文化を生み出して、幾代にも受け継がれてきたものであるというふうに考えておりまして、そういう意味では、市民にとりましても貴重な財産であるというふうに受けとめております。したがいまして、この条例の前文に述べ、さらに第2条の基本理念において位置づけをいたしまして、第5条の基本計画で定める重要な事項の1つとして位置づけておりまして、将来に向けて発展させなければならないというふうに考えているところでございます」³⁵⁾と答弁している。すでにみたように、アイヌ文化振興基本計画に基づいた取り組みが進められているが、条例でも大きく位置づけることで、アイヌ文化振興に向けた政策の推進をさらに目指すものと受け止められる。

第2項 現在のアイヌ政策と行政の体制（1）——生活向上

それでは、現在のアイヌ政策と行政の体制を確認したい。現在の旭川市におけるアイヌ政策は、「生活福祉」と「文化振興・伝承活動支援」の2本柱となっている。この2本立ては、アイヌ政策一般にみられる「生活向上」と「文化振興」（新藤 2018a）の2本立てと共通している。生活福祉は福祉保険課、文化振興・伝承活動支援は、教育委員会（社会教育部文化振興課・博物館）が主な担当となっている。以下、2018年6月7日に行ったヒアリング調査の結果にもとづき、それぞれの部署でのアイヌ施策の取り扱いについて確認したい。

福祉保険課では、生活向上全般の担当となっている。アイヌ民族が多く暮らす市町村で実施されているアイヌ住宅新築資金等貸付については、旭川市でも1976年10月1日に「旭川市アイヌ住宅新築資金等貸付条例」（条例第49号）、1976年12月27日に「旭川市アイヌ住宅新築資金等貸付条例施行規則」（規則第68号）を公布・施行し、この制度を運用している。内容としては、以下のとおりである（旭川市アイヌ住宅新築資金等貸付条例施行規則第2条）。

- (1) 住宅新築資金 120万円以上760万円以下（ただし、1平方メートル当たりの新築又は購入単価に75を乗じて得た額を超えない額とする。）
- (2) 住宅改修資金 4万円以上480万円以下
- (3) 宅地取得資金 30万円以上590万円以下（ただし、1平方メートル当たりの取得単価に

300を乗じて得た額を超えない額とする。)

これらを貸し付けられた場合、200万円未満の場合は9年以内、200万円以上については20年以内（ただし、住宅改修資金については15年以内）に償還することとされている（同施行規則第3条）。貸付額等は、他の市町村と同等のものである。だが、民間の住宅ローンに比べて条件が悪く、いずれの市町村でも、この制度がほとんど利用されていないとの声が聞かれる。旭川市でも、2017年によく1件の利用があったが、これは18年ぶりの利用実績とのことである。

また、アイヌ民族に対しては、「公共職業訓練（『機動職業訓練』）を受講する者への受講奨励金・受講支度金・受講手当の補助」（上山 2012: 184）が行われる制度がある。ただし、旭川市では以前は実施されていたが（第5章参照）、現在は行われていない。加えて、いずれも国の事業だが、アイヌ民族集住地域向けの「アイヌ農林漁業対策事業補助金」やアイヌ民芸品の市場開拓などに使われる「アイヌ中小企業振興特別対策費補助金」（上山 2012: 184）については、福祉保険課では関知していないとのことである。

さらに、道の事業である「アイヌ子弟大学等進学奨励費貸付制度」や「アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助制度」については、これを告知することにとどまっている。道の事業であるゆえ、受付窓口は道の振興局であることから、市では申請の受付窓口ともなっていない。市独自の奨学金制度があるというわけでもない。

生活館には、前述のように、2名の生活相談員を配置している。この他には、教育相談員・職業相談員は配置していない。

今後の展望としては、引き続き、生活館活動への支援や補助を行うとのことである。とくに、生活館では、文化伝承の取り組みも重要な位置づけとなっている。

第3項 現在のアイヌ政策と行政の体制（2）——文化振興

文化振興については、教育委員会の文化振興課と博物館が関わっている。文化振興課では、2003年に策定された「旭川市アイヌ文化振興基本計画」にもとづいて取り組みを進めている。

アイヌ文化に関連する諸団体への支援としては、旭川チカッピニアイヌ民族文化保存会への補助金がある。保存会自体は会員50名程度の組織であり、古式舞踊の保存を目的としている。ただし、これは年間4万円である。また、これはアイヌ文化の保存団体だから出されている補助金ではなく、他の文化伝承団体と同様の扱いとなっている。

また、2018年5月に、「日本遺産」として、「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界」が認定された。「日本遺産」とは、文化庁の事業で、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産（Japan Heritage）』として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援」³⁶⁾ するものである。2015年度から開始され、これまでに91件が採択されている³⁷⁾。

この「カムイと共に生きる上川アイヌ」では、上川町が中心となって申請の手続きを行った。2017年5月に関係市町の協議が開始されたとのことである。構成市町村は、上川町、旭川市のほか、富良野市、上士幌町、上富良野町、愛別町、鹿追町、士幌町、新得町、当麻町、東川町、比

布町の計12市町である。2018年度は3800万円、2019年度は2250万円、2020年度は1300万円の合計7350万円の補助金が交付される。この補助金をもとに、「アイヌ文化の体験事業」、案内板や観光ポータルサイトの整備などによる「観光客が『日本遺産』を身近に感じることができる環境整備」、シンポジウムの開催や調査の実施などによる「歴史文化の活用」、「子どもたちへの文化教育」、体験型観光などによる「インバウンドを意識した事業の展開」、「日本遺産キャラクター・ロゴマーク・アイヌグッズの開発」、観光アプリの開発などによる「日本遺産を目的とした観光客を各地域の観光資源へと誘導する仕組みづくり」、「日本遺産ツアー・モデルコースの作成」、鮭料理などの「上川アイヌ・大雪山・食文化開発事業」、国交省・環境省等との連携など「関係省庁や関係団体との連携した取り組み」などが進められる計画となっている³⁸⁾。

旭川市博物館は現在7名の職員が勤務しており、うち5名が学芸員である。2017年度の活動予算は207万円、2018年度の活動予算は192万円である。先述したように、2008年のリニューアルの際にアイヌ文化に比重を置くことになった。アイヌに関する事業は、これまで基本的に文化振興課の業務であった。

博物館へのヒアリング調査で聞かれたアイヌ文化関連の事業としては、アイヌ語地名表示、アイヌ語講座、アイヌ民族音楽会、来館者への講座、アイヌ文化ふれあいまつりがあげられる。アイヌ語地名表示については、2003年10月の「チウ ペッ（忠別川）」を皮切りに、2018年4月の「チュク ペッ（忠別川）」まで36か所に表示板が設置されている³⁹⁾。

アイヌ語講座については、旭川市博物館主催のものと、アイヌ民族文化財団主催のものがある。博物館主催のものは、詳細が確認できた2016年度については全10回、定員20名で、参加費は無料という形で実施されている⁴⁰⁾。一方、アイヌ民族文化財団主催のものは、川村カ子トアイヌ記念館の協力を得て、全20回、参加費無料という形で行われている⁴¹⁾。

アイヌ民族音楽会は、「アイヌの人々の伝統文化を児童・生徒に広く紹介し、アイヌ文化に対する理解の促進を図るため」に1998年度から開催されているもので、市内の10の小中学校を対象に、各学校の体育館等で開催されている。主な内容は、「ムックル(口琴)の演奏 児童参加による演奏体験」「ウポポ(座り歌)とリムセ(踊り歌) 児童参加による踊り」「アイヌ語や楽器、踊りの説明」「質問コーナー」などからなっており、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会の会員6～7名程度が出演して行われる⁴²⁾。

来館者への講座としては、博物館での体験学習があげられる。学校等の団体での見学者向けに体験学習の講座が用意されており、「ワークシートを使った学習（アイヌ文化版）」（図2-2）、「アイヌのくらし解説」、「カルタを使ってアイヌ語体験」など9種類の講座が用意されている⁴³⁾。また、「ワークシートを使った学習」については、幼児から中学生を対象とするものまで、アイヌ関連だけで8種類のものが用意されている⁴⁴⁾。

アイヌ文化ふれあいまつりは、毎年9月に開催される「北の恵み 食べマルシェ」にあわせて開催されている。ここでは、「アイヌ伝統工芸展示コーナー」「アイヌ民族舞踊音楽会」「アイヌ文化体験講座」「アイヌの食文化紹介コーナー」などが設けられている⁴⁵⁾。

その他、旭川市のウェブ・ページで確認できる第47回（2006年6～9月）以降の企画展でいえば、「カムイのもとに暮らして アイヌの人びとの四季」（第52回、2007年10～12月）、アイヌの衣服と装飾品」（第85回、2018年11～12月）、「アイヌ文化～暮らしの道具」（第86回、2019

年4～5月)の3つが実施されている⁴⁶⁾。



図2-2 幼児・低学年向けワークシート（旭川市ウェブ・ページ
(http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/education/d059916_d/fil/02quiz.pdf, 2019.4.27閲覧))

第4項 アイヌ政策の予算

最後に、これらのアイヌ政策の裏づけとなる予算を確認したい。本稿執筆時点で旭川市のウェブ・ページで確認できる2017～2019年度の3年分についてまとめたものが表2-2である。これをみると、2017年度は1724.5万円、2018年度は3371.5万円、2019年度は2780.2万円と、年度によってバラつきがみられる。

細かい費目を確認すると、2018・2019年度には「生活館施設整備費」が計上されている。これは第1節の生活館の整備の部分でもふれたが、近文生活館の移転に関わる臨時的な経費だと捉えられる。また、2019年度には「アイヌ文化施設整備補助金」が200万円計上されている。これは、市長の説明では、「アイヌ文化伝承施設の来館者へのホスピタリティ向上のため、文化施設の整備に対して補助を行」⁴⁷⁾うというものである。具体的には、川村カ子トアイヌ記念館への改修費として支出するものである⁴⁸⁾。さらに2019年度には、2017・2018年度には計上されていなかった「アイヌ文化伝承のコタン整備費」もみられる。

このように、少しづつ予算的な裏づけもなされていることがうかがえる。ただし、主要な部分は生活館と博物館への予算配分となっている。しかも、博物館のアイヌ文化振興費は約200万円にとどまっている。なお、この博物館の「アイヌ文化振興費」は、従来文化振興課に割り当てられていたものが、2014年度から博物館に割り振られるようになったものである。この点については、「文化振興課で旭川市アイヌ文化振興基本計画の策定など、政策的な機能を担い、博物館で

は文化の普及啓発に関する事業を担当するとしたもの」⁴⁹⁾と説明されている。

また、他のアイヌ多住地域では、アイヌ政策予算のかなりの割合を占める「アイヌ住宅新築資金等貸付」関係は、この表2-2では確認できない。これは、「事業としてはありますが、予算是ゼロ、利用があったときに補正予算を組むという予算立て」での運用をしているからである。これについて、市議からは「使わないことが前提になっているのではないでしょうか」と質問が出されているが、福祉保険部長は、「本貸付金のように、毎年度、継続的な利用が見込まれない事業の場合には、予算の効率的な編成、執行という観点から有効な手法の一つであると認識しているところでございます」と答弁している⁵⁰⁾。他のアイヌ民族多住地域をみても、「新築の場合は760万円が上限額であるが、これが住宅資金としては不十分で、市中銀行のローンの方が利用しやすいという面」（新藤 2018a: 42）があり、いずれの地域でも住宅新築資金等貸付の利用者は激減している。ただし、他の地域が、利用者がほとんどなくとも予算には計上しているのに対し、旭川市では当初予算に組み込んでいないということが、より一層の使いにくさを生じさせているおそれもある。

このように、単純に予算額だけでは実態が把握できない部分もある。ただし、アイヌ民族についての理解をより深めていこうと考えた場合、とくに「アイヌ文化振興費」については、さらなる予算的な裏づけの拡充も求められるかもしれない。

表2-2 旭川市のアイヌ政策関連予算額

年度	款項目			費目	金額(千円)
2017	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活館管理費	15,073
	教育費	社会教育費	博物科学館費	アイヌ文化振興費	2,172
	計				17,245
2018	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活館管理費	15,522
				生活館施設整備費	16,273
	教育費	社会教育費	博物科学館費	アイヌ文化振興費	1,920
計					33,715
2019	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活館管理費	16,156
				生活館施設整備費	7,242
	教育費	社会教育費	社会教育総務費	アイヌ文化施設整備補助金	2,000
			博物科学館費	アイヌ文化伝承のコタン整備費	479
				アイヌ文化振興費	1,925
	計				27,802

注) 「予算と主な事業」（旭川市ウェブ・ページ (<http://www.city.asahikawahokkaido.jp/700/731/732/index.html>, 2019.4.29閲覧)) から閲覧できる2017～2019年度予算について、各年度の「各会計歳入歳出予算事項別明細書」から、アイヌ政策関連のものを抽出した。

おわりに

それでは、本章で概観してきた旭川市のアイヌ政策を振り返って、いくつか知見を確認しておきたい。第1に、小内（2018a）におけるアイヌ政策の時期区分に沿った形で、旭川市のアイヌ政

策も展開されてきた側面が確認できた。戦後しばらくの「民族政策停滞期」では、旭川市でも同様にアイヌ政策はほとんどみられなかった。とくに旭川市の場合、1950～60年代はアイヌ民芸品等の販売が好調であった。そのため、あえて独自のアイヌ政策を展開する必要がなかったのかもしれない。だが、「福祉対策展開期」に入ると、多くの動きが目に映るようになった。さらに、「民族文化振興期」以降は、「旭川市アイヌ文化振興基本計画」の策定という大きな取り組みと、この実現という現在の旭川市のアイヌ政策の基調が形づくられていた。

しかし第2に、とくに「福祉対策展開期」においては、旭川市ならではの特徴が2点見出された。一つは、福祉対策展開期のなかでも、旭川市の政策的な対応は前期にあたる1973年までが中心であること、今一つは、その時期の取り組みが文字通り「福祉対策」に連なる「生活向上」にとどまらず、旧土人保護法廃止論議や「風雪の群像」事件に象徴される「アイヌ民族を社会にどう位置づけるか」という根源的な問題にもつながっていたこと、である。そして、このようなアイヌ政策の特徴を生み出した背景として、近文給与地問題を抱えていた旭川のアイヌの人々と、その思いを体現する旭川アイヌ協議会の存在、そしてアイヌ民芸品の販売を手がけた経歴をもつ五十嵐広三市長の存在があげられるだろう。これら関係する人々の考え方の基本が重なっていたことが、この時期の旭川市のアイヌ政策を根拠づけたと考えられる。

一方、第3に、現在も市政全般においてアイヌ民族が重要な位置づけをもっていることもうかがえる。アイヌ文化振興法を受けて策定された「旭川市アイヌ文化振興基本計画」にもとづく政策の推進だけでなく、「旭川市環境基本条例」や「旭川市文化芸術振興条例」といった、必ずしもアイヌ民族が前面に出されるわけではない条例にも「アイヌの人々」という文言が盛り込まれている。このように、旭川という地域の成り立ちを考えた場合、アイヌの人々の存在を前提に取り組んでいくという市の姿勢を読み取ることができる。

ただし、このように考えてきた場合、現在の旭川市のアイヌ政策でやや手薄となっているのが学校教育である。これまでみてきたように、旭川市のアイヌ政策を担う中核の一つは、教育委員会社会教育部に属する文化振興課と博物館である。つまり、社会教育の面からアイヌ関連の教育政策が進められている。しかし、もう一方で、学校教育における取り組みも重要であろう。この点について、市議会でも市議から、「市では、旭川市アイヌ文化振興基本計画を策定していますが、その中には、学校教育におけるアイヌ民族の歴史、文化を学ぶ機会の充実という項目において、学校教育の場におけるアイヌ民族の歴史と文化について継続的な学習が不可欠であると記載されています。……旭川市においてアイヌ文化に関する教育施設が充実し、事業も推進されるわけですから、学校行事として博物館や市民生活館などのアイヌ文化を紹介する旭川市の教育施設に赴き、学習機会を与えていく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか」⁵¹⁾との質問が出されたりもしている。

これに対し、市教育長は、「アイヌの人たちの歴史や文化の学習などで博物館を活用することは、子どもたちの感性に訴える学習機会として有効であると考えております。各学校におきましては、総合的な学習の時間や特別活動等において、多くの小学校が、博物館を初め、旭山動物園や科学館、近文清掃工場などの教育施設を活用し、体験的に学んでいる状況にございます」⁵²⁾と答弁している。児童・生徒がアイヌの歴史や文化を学ぶことの有用性は認めつつも、他の施設での体験活動と並列しての答弁であり、アイヌの歴史や文化に焦点化した活動を学校教育で展開さ

せるところまでは進んでいないことがうかがえる。この点については、民族教育の担当指導主事をおいて、アイヌ文化学習に関する教員向け研修を行っている札幌市（新藤 2017: 190-1）や、町内の全小中学校でアイヌ文化学習を行っている白糠町（新藤 2018b）などの先進的な地域に比べるとやや取り組みが弱い印象もある。

そのなかで、先程も触れたアイヌ民族音楽会は、少なくとも2003年度の時点では市内3校でしか実施されていなかった⁵³⁾ものが、現在では10校に拡大している。それでも、現在旭川市には53の小学校と27の中学校のあわせて80校があり、これと比べれば12.5%の実施率にとどまっている。生活向上中心の1970年代からすでに文化振興に向けた取り組みも充実させ、社会におけるアイヌ民族の位置づけについても早くから向き合ってきた旭川市だからこそ、それらの成果を、学校教育を通じて次世代へと受け継いでいくことが、今後より強く求められるだろう。

注

- 1) 「アイヌ文化伝承1世紀 旭川・川村カ子ト記念館 資料500点…式典やツアーア企画」『朝日新聞』2016年5月21日付朝刊。
- 2) 「レファレンス事例詳細（昭和39年に旭川で開催された『北海道アイヌまつり』についての資料はないか）」（国立国会図書館ウェブ・ページ、http://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000200489, 2019.4.29閲覧））。
- 3) 「旭川市民生活館」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/facility00/facility08/d054047.html>, 2019.4.25閲覧））。
- 4) 現在の旭川市民生活館は、1989年開館とされている（「アイヌ文化振興基本計画 推進する施策」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/329/348/354/p000150.html>, 2019.4.27閲覧））。
- 5) 市民委員会とは、「住民参加を基調とするコミュニティづくりを目指して旭川市が1961年から結成し始めたものである。……1965年頃までには市内全域に設けられた。形態としては……複数の町内会を束ねた構成を取っているが、広報部や交通部といった『専門部』単位で、町内会との連携が図られている点が特徴である」（新藤 2003: 170）。
- 6) 「生活館運営審議会」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/facility00/facility08/d054052.html>, 2019.4.25閲覧））。
- 7) 「旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書」には、「歳入」の部の「国庫支出金」「1 国庫負担金」「2 民生費国庫補助金」のなかに「1 生活館運営費補助金」という項目があり、旭川市のウェブ・ページで確認できる2017～2019年度は、いずれも2036千円となっている（「予算と主な事業」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/731/732/index.html>, 2019.4.29閲覧））。
- 8) 「『アイヌ立たせなさい』 北海道百年記念像に波紋」『朝日新聞』1970年5月18日付夕刊。
- 9) 同上。
- 10) 同上。
- 11) 「市の手で復元 爆破の『風雪の群像』」『朝日新聞』1972年10月25日付朝刊。
- 12) 「旧土人保護法廃止を 旭川市と協議会が運動 内部に『時期尚早』の声も アイヌ問題」『朝日新聞』1972年10月29日付朝刊。
- 13) 同上。
- 14) 同上。
- 15) 「今も戸籍に『旧土人』 アイヌ系旭川市民『差別だ』と消去要求」『朝日新聞』1972年11月22日付朝刊。
- 16) 同上。
- 17) 「『旧土人給与地』の表記、戸籍から削除もれ 北海道・旭川市」『朝日新聞』1986年11月25日付朝刊。なお、この記事では、「旭川のほか札幌、釧路、函館の道内全法務局から管内市町村に(1)戸籍の謄抄本を交付す

る際は『旧土人給与地』という表記は省略する(2)戸籍を再製する際にこの表記を削除する——との通達が出された」が、その後の対応についてフォローできておらず、表記が残っている可能性と、実際に胆振地方在住のアイヌ彫刻家の死去した伯母の戸籍に「旭川市旧土人給与地より入籍」という表記が残っていたことが報じられている。

- 18) 「アイヌ文化の森伝承のコタンについて」（旭川市ウェブ・ページ (<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/navi/d053250.html>, 2019.4.26閲覧)）。
- 19) 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」（旭川観光コンベンション協会ウェブ・ページ (<https://www.atca.jp/kankouspoy/%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%8C%E6%96%87%E5%8C%96%E3%81%AE%E6%A3%AE%E3%83%BB%E4%BC%9D%E6%89%BF%E3%81%AE%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%83%B3/>, 2019.4.26閲覧)）。
- 20) なお、「風雪の群像」の再建、旧土人保護法廃止の件で五十嵐と立場を同じくしていた旭川アイヌ協議会は、結果としてアイヌ文化振興法となった「アイヌ新法」について、当初は、「和人でも苦しい生活をしている人もいるのに、先住権を盛り込むなど優遇すれば、かえって和人との間に溝ができる」との理由で反対していた。しかし、「アイヌ新法」が「アイヌ民族だけを優遇することになる先住権が盛り込まれない見通しで、アイヌ文化の振興などを中心にしている」との理由から賛成に転じた（「『新法』賛成に転換 旭川アイヌ協議会総会 文化的振興を評価」『北海道新聞』1997年3月16日付朝刊）。
- 21) 「アイヌ文化振興基本計画 推進する施策」（旭川市ウェブ・ページ (<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/329/348/p000150.html>, 2019.4.27閲覧)）。
- 22) 「アイヌ文化資料館開設 10年間の寄贈品生かす」『北海道新聞』1998年5月9日付夕刊。
- 23) 「知里幸恵」（旭川市立北門中学校ウェブ・ページ (<http://www.asahikawa-hkd.ed.jp/hokumon-jhs/cat5/>, 2019.4.27閲覧)）。
- 24) 「『アイヌの人々の豊かな知恵…』 旭川市、環境条例に明記」『北海道新聞』1998年2月14日付朝刊。
- 25) 「アイヌ文化の保存、普及へ 旭川市が独自指針 新年度策定」『北海道新聞』2000年3月3日付朝刊。
- 26) 2018年6月7日の旭川市教育委員会文化振興課でのヒアリング調査より。
- 27) 「アイヌ文化の保存、普及へ 旭川市が独自指針 新年度策定」『北海道新聞』2000年3月3日付朝刊。
- 28) 「アイヌ文化振興へ計画 旭川市策定 市民の理解促す」『北海道新聞』2003年6月19日付朝刊。なお、帯広市は、北海道ウタリ協会帯広支部（当時）からの要望を受けて、1995年に「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」を策定している。「これは、『アイヌ民族についての理解促進』『文化の振興』『教育の振興』『生活の自立と生活環境の充実』の4つの柱からなっており、市町村レベルで初めての総合的なアイヌ民族に関する政策である」（小内 2018b: 19）と位置づけられている。アイヌ文化振興法を受けたものとしては、白老町、旭川市のものが早期にまとめられたものと捉えられるが、アイヌ文化振興法以前にこうした取り組みが行われていたことにも注意を払う必要がある。
- 29) 「旭川市博物館今年11月改装 アイヌ民族展示の柱に 交易に焦点」『北海道新聞』2008年1月7日付朝刊。
- 30) 「『アイヌ学入門』に歴史賞 旭川市博物館の瀬川館長執筆」『北海道新聞』2015年11月5日付朝刊。
- 31) 「古⽼の会話分析20年 旭川市がアイヌ語動詞集 8月発行」『北海道新聞』2000年4月7日付朝刊。
- 32) 「アイヌ語地名を併記 刊行物、看板に、ローマ字で／由来も紹介 旭川市来年度から」『北海道新聞』2001年8月11日付朝刊。
- 33) 「旭川市平成20年第2回定例会 6月25日-03号」。なお、本章での旭川市議会会議録からの引用は、旭川市市議会会議録検索システム (<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/6500/6540/6542/index.html>, 2019.4.29閲覧) の検索結果にもとづいている。
- 34) この質問に対し、西川将人市長は、「アイヌ民族に関する国会決議についてでございますけども、国権の最高機関がアイヌ民族を先住民族と認めましたことは、大きな歴史の一歩を踏み出したものであり、心から拍手を送りたいと思っております。これも、ひとえにアイヌの人々の何世代にもわたる御努力が実を結んだものであり、苦難の歴史を乗り越えてこられた皆様に、深く敬意を表するものであります」と答弁している（「旭川市平成20年第2回定例会 6月25日-03号」）。
- 35) 「旭川市平成21年予算等審査特別委員会 3月17日-07号」。

- 36) 「日本遺産とは」（日本遺産ポータルサイト（<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/index.html>, 2019.4.27閲覧））。
- 37) 日本遺産ポータルサイト（<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/index.html>, 2019.4.27閲覧）。
- 38) 「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～」（日本遺産ポータルサイト（https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/app/upload/heritage_data_file/055-0627299671184007.pdf, 2019.4.27閲覧））。
- 39) 「アイヌ語地名表示板について」（旭川市ウェブ・ページ（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/chimei_display/d052780.html, 2019.4.27閲覧））。
- 40) 「博物館連続講座『アイヌ語講座』（全10回）」（たいせつ学びネット（<http://www.taisetsu.awbc.jp/event/399>, 2019.4.27閲覧））。
- 41) 「平成30年度アイヌ語入門講座旭川会場 受講者募集」（アイヌ民族文化財団ウェブ・ページ（https://www.ff-ainu.or.jp/web/learn/language/files/h30_01asahikawa.pdf, 2019.4.27閲覧））。
- 42) 「アイヌ民族音楽会について」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/education/p000078.html>, 2019.4.27閲覧））。
- 43) 「博物館体験学習メニュー」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/education/p005132.html>, 2019.4.27閲覧））。
- 44) 「博物館学習ワークシート」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/education/d059916.html>, 2019.4.27閲覧））。
- 45) 「アイヌ文化ふれあいまつりについて」（旭川市ウェブ・ページ（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/culture_fes/p000094.html, 2019.4.27閲覧）、「アイヌ文化ふれあいまつり」（ウォーカープラス（<https://www.walkerplus.com/event/ar0101e321038/>, 2019.4.27閲覧））。
- 46) 「過去の企画展」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hakubutukan/kikaku/p005142.html>, 2019.4.27閲覧））、「第86回企画展『アイヌ文化～暮らしの道具』展（旭川市博物館）」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/event/category-08/d066281.html>, 2019.4.27閲覧））。
- 47) 「平成31年度予算案記者発表（平成31年2月6日）」（旭川市ウェブ・ページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/1401/conference/d065802.html>, 2019.4.28閲覧））。
- 48) 「旭川市新年度予算 「産後ケア」手厚く 児相設置に向け視察費も 子育て支援、教育に注力」『北海道新聞』2019年2月7日付朝刊。
- 49) 「旭川市平成29年第2回定例会6月21日-02号」における社会教育部長の答弁。
- 50) 「旭川市平成29年第2回定例会6月21日-02号」。
- 51) 「旭川市平成22年第1回定例会3月5日-05号」。
- 52) 同上。
- 53) 「旭川市平成16年決算審査特別委員会10月5日-06号」。

参考文献

- 五十嵐広三, 1970, 『市民運動の証言——ドキュメント旭川』鶴書房.
- 井上みどり, 2005, 「風雪の群像——名もなき北海道開拓者の魂」（本郷新記念札幌彫刻美術館ウェブ・ページ（<http://www.hongoshin-smos.jp/sculpture/fusetsu.html>, 2019.4.25閲覧））.
- 河野本道, 2000, 「アイヌ系住民の都市における動向——北海道内二大都市における場合の幅合・拡散現象」『国立民族学博物館研究報告』25(1), 113-44.
- 森傑, 2012, 「生活館という文脈——北海道・新ひだか町」『建築雑誌』127(1628), 32.
- 小内透, 2018a, 「アイヌの人々の生活・意識と歴史的背景」小内透編著『現代アイヌの生活と地域住民——札幌市・むかわ町・新ひだか町・伊達市・白糠町を対象にして』（先住民族の社会学 第2巻）東信堂, 5-25.
- , 2018b, 「問題意識と調査対象地の概要」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告その5 帯広市におけるアイヌ民族の現状と地域住民——2017年アイヌ民族多住地域調査報告書』北海道大学アイヌ・先住

民研究センター, 7-23.

- 齋藤玲子, 2012, 「アイヌ工芸の200年——その歴史概観」山崎幸治・伊藤敦規編著『世界のなかのアイヌ・アート（先住民族アート・プロジェクト報告書）』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 45-60.
- 札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課, 2009, 「アイヌ民族に関する国・北海道・市町村の施策」(https://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/01_shiryo3.pdf, 2019. 4.28閲覧).
- 新藤慶, 2003, 「一般廃棄物処分場建設反対運動の展開と地域権力構造——北海道旭川市の事例を通して」『地域社会学会年報』15, 167-87.
- , 2017, 「アイヌ民族多住都市におけるアイヌ政策の展開——北海道札幌市の事例を通して」『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』66, 183-97.
- , 2018a, 「地域におけるアイヌの歴史と自治体のアイヌ政策」小内透編著『現代アイヌの生活と地域住民——札幌市・むかわ町・新ひだか町・伊達市・白糠町を対象にして』（先住民族の社会学 第2巻），東信堂, 26-48.
- , 2018b, 「アイヌ文化学習の論理と展望——北海道白糠町の事例を通して」『群馬大学教育実践研究』35, 193-204.
- 上山浩次郎, 2012, 「エスニックな社会運動への参加と意識——アイヌ協会がもつ生活上の意味」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告その2 現代アイヌの生活の歩みと意識の変容——2009年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 183-93.
- , 2018, 「帯広市におけるアイヌ文化」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告その5 帯広市におけるアイヌ民族の現状と地域住民——2017年アイヌ民族多住地域調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 73-91.

(新藤 慶)